

## 5. タイ

### 5.1. 地理的表示を保護する制度

タイでは、地理的表示を 2003 年制定の地理的表示保護法で保護している。同法は 2004 年 4 月 28 日に発効し、2004 年より登録制度の運用が開始されている。登録商品には専用のロゴマークの使用が認められる。地理的表示保護法に基づき、外国の地理的表示についても登録によって保護を受けることができる。

表 27 タイの地理的表示を保護する制度の概要

| タイプ            | 主管当局  | マーク                                                                                | 根拠法・主な関連条例等                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 日本からの登録 |
|----------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 地理的表示保護法に基づく保護 | 知的財産局 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 2003 年地理的表示保護法<sup>118</sup></li> <li>- 2004 年特定商品を指定し、また同一若しくは類似の地理的表示の使用の規則及び手順を定める省令<sup>119</sup></li> <li>- 2004 年登録申請、公示、異議申立て及び答弁書の提出、上訴、及び地理的表示登録の修正又は取消に関する規則及び手続についての省令<sup>120</sup></li> <li>- 2004 年地理的表示に関わる手数料率を定める省令<sup>121</sup></li> </ul> | ○       |

#### 地理的表示と商標の関係

タイでは商標法において団体商標/証明商標制度が定められているが、タイでは基本的には商標登録において地名は識別性を有しないとされているため<sup>122</sup>、地名と一般品名を組み合わせただけの地理的表示では、一般商標及び団体商標/証明商標として登録できないと考えられている<sup>123</sup>。また、地理的表示保護法に基づき、地理的表示が既に登録されている場合は、商標法第 8 条（12）により団体商標/証明商標として登録することは禁止される。<sup>124</sup> このため、本稿では団体商標/証明商標について扱っていない。

<sup>118</sup> The Act on Protection of Geographical Indications B.E.2546

英語訳：<https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/th/th023en.pdf> 日本語訳：付属資料参照

<sup>119</sup> The Ministerial Regulation regarding the list of particular type of goods and rules and methods for using geographical indications which are similar or agreeable to each other, B.E. 2547 日本語訳：付属資料参照

<sup>120</sup> The Ministerial Regulation regarding criteria and registration process, announcement, objection and refutation against the registration, appeal, and correction or revocation of GI registration, B.E. 2547 日本語訳：付属資料参照

<sup>121</sup> The Ministerial Regulation regarding the fees for GI, B.E. 2547 日本語訳：付属資料参照

<sup>122</sup> タイでは、商標登録要件の識別性について、国、地域、州、都市、自治体、村、島、港、海、湖、山、川等の名称、その他公衆に広く認知されている地理的名称は、識別性を有しないとされている（商標法第 7 条第 2 項、及び関連する大臣告示、商務省声明(2016 年 7 月 21 日)）。商標法：2016 年改正、日本語訳：<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/thailand-shouhyou.pdf>

<sup>123</sup> ただし、マーク等と組み合わせて識別性を高めるなどした場合には、商標登録が認められる可能性がある

<sup>124</sup> 現地代理人聞き取り、及び JETRO バンコク事務所知的財産部 2017 年「アセアン主要国における日本の地名等の商標登録実態調

## 5.2. 登録の要件・手続・費用

タイの地理的表示保護法における地理的表示の登録要件は下表のとおりである。日本の地理的表示登録生産者団体も、地理的表示保護法に基づく地理的表示登録申請が可能である。

表 28 タイの地理的表示を保護する制度の登録要件等

| 根拠法      | 登録      | 日本からの登録 | 出願人の要件                                             | 海外出願          | 登録品目                  | 有効期間 |
|----------|---------|---------|----------------------------------------------------|---------------|-----------------------|------|
| 地理的表示保護法 | 地理的表示登録 | ○       | 政府機関、法人格を持つ公的機関、地理的表示商品に関わる商業に関与する個人・団体・法人、消費者団体など | 原産国での GI 登録必須 | 天然物・農産物（手工芸品・工業製品を含む） | 無期限  |

### 5.2.1. 登録要件

#### 登録/保護対象（法第 3 条、第 6 条）

対象商品は、「天然物であれ、農産物であれ、販売・交換・譲渡が可能な動産を意味し、手工芸品、工業製品を含む。」と定義されている。

また、外国の産品も登録の対象となるが、以下の二つの追加要件を満たすものでなければならない。

- (a) その地理的表示が当該国の法令の下で保護を受ける資格があることの明確な証拠
- (b) その地理的表示がタイにおける登録出願日まで継続して使用されてきていることの明確な証拠

#### 品質特性（法第 3 条）

地理的表示保護法において、地理的表示は、「原産地の呼称または表現に使われる名称、記号またはその他の事物であり、当該の原産地に由来する商品について、その商品の特定の品質、社会的評価、または特性がかかる原産地に帰せられるものであることを識別可能とするようなもの」と定義されている。

#### 出願人の要件（法第 7 条）

出願人の要件については以下のとおり規定されている。

- (a) 政府機関、国家機関、国営企業、地方政府組織またはその他法人格を持つ公的機関であって、その管轄の及ぶ地域が当該商品の原産地を含むもの
- (b) 自然人、団体または法人であって、地理的表示が使用される商品に関わる商業に関与し、及び当該商品の地理的表示の地域に居住するもの
- (c) 地理的表示が使用される商品を消費する消費者により構成される集団または組織

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/asean/ip/pdf/report\\_asean\\_trademark\\_placename201703.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/report_asean_trademark_placename201703.pdf)  
 AIPPI 2006 "Relationship between trademarks and geographical indications"  
<https://aippi.org/wp-content/uploads/committees/191/GR191thailand.pdf>

また、タイ国籍を有していない者が外国の地理的表示の登録申請を行う場合、次のいずれかの資格を有していなければならない。

- (a) タイ王国も加盟している地理的表示保護についての国際条約または協定の締約国の国籍を有していること
- (b) タイ国内、またはタイ王国も加盟している地理的表示保護についての国際条約または協定の締約国内に、住所または実際の事業所を有していること

なお、法律には明確に規定されていないものの、知的財産局地理的表示課（Geographical Office）の通例によれば、外国の団体等がタイで地理的表示登録を申請する場合、母国において登録された出願人と完全同一の名の下に出願されなければならない。

### 対象地域

地理的表示保護法において、「原産地」とは、国、領土、地方及びその圏域にある場所を意味し、海、湖、川、水路、島、山、その他類似の性質を持つ地域も含むもの」とされている。

### 5.2.2. 登録手続

地理的表示を登録するには、商務省知的財産局または商務省傘下の県商務局に登録申請を行う。通常、出願から登録までは少なくとも 7 カ月を要する。

出願に当たっては、以下の内容を含む地理的表示登録申請書<sup>125</sup>にタイ語で記入の上、出願人またはその代理人による署名を付して提出する。<sup>126</sup>

- (a) 申請者についての詳細
- (b) 原産地を表すために用いる名称、記号またはその他の事物
- (c) 地理的表示が使用される商品の説明
- (d) 地理的表示が使用される商品の特定の品質、評判、性状または特性についての詳細
- (e) 地理的表示が使用される商品と当該原産地との関係を示す詳細
- (f) 原産地の所在についての詳細
- (g) 登録を意図する地理的表示の商品ラベルへの使用を示す詳細

また、申請に当たっては以下の書類を添付する。

- (a) 身分証明書の写し  
政府機関等の場合：国家公務員の身分証若しくは機関の長としての任命状  
法人の場合：出願日から 6 カ月以内に発効された法人設立証明書  
個人・団体の場合：ID カード、政府が発行した身分証明書、パスポート等
- (b) その地理的表示を使用する商品の写真
- (c) その地理的表示を使用する製品ラベルの原本、複写または写真

<sup>125</sup> 知的財産局ウェブサイト（<http://www.ipthailand.go.th/th/gi-008.html>）からダウンロード可能。

<sup>126</sup> 「登録申請、公示、異議申立て及び答弁書の提出、上訴、及び地理的表示登録の修正または取消に関する規則及び手続についての省令」及び知的財産局ウェブサイトを元に記載

外国の地理的表示については、上記に加え、その地理的表示が当該国の法令の下で登録され、保護されていることを示す明白な証拠（登録証等）を提出する必要がある。外国語の情報、書類、証拠を提出する場合には、翻訳者による真正な翻訳であることが宣誓されたタイ語訳を合わせて提出する。また、外国の団体等が代理人を通じてタイの地理的表示登録に申請を行う場合、署名・公証された委任状及び、代理人の身分証明証の写しの提出が必要である。

地理的表示登録の流れを下图に示す。

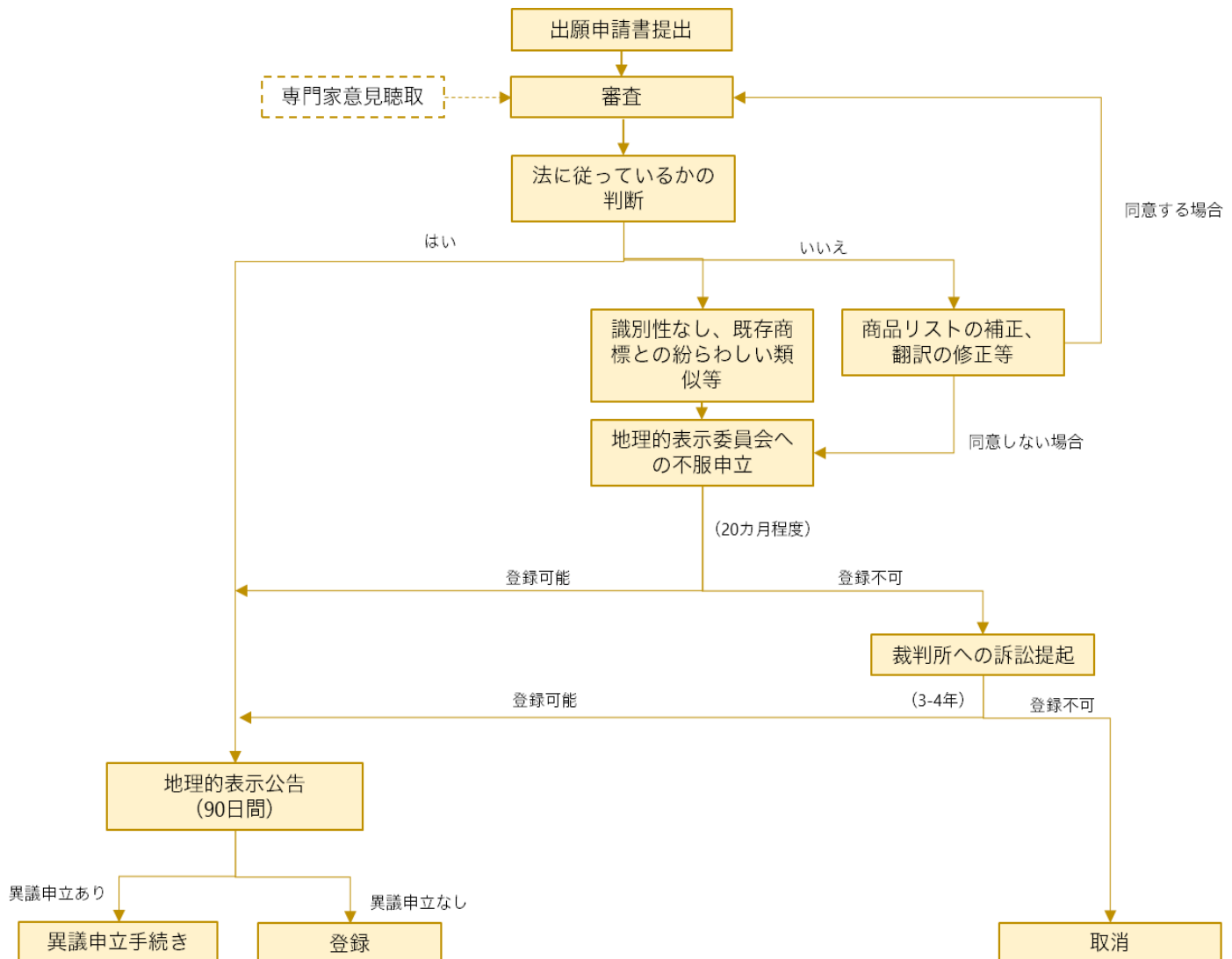


図 20 タイの地理的表示保護法に基づく地理的表示登録手続きの流れ

### 5.2.3. 登録費用

#### 登録手数料

登録に係る手数料は以下のとおりとなっている<sup>127</sup>。

- (a) 地理的表示の登録申請料 各 500 バーツ
- (b) 地理的表示の登録に対する異議申立料 各 500 バーツ
- (c) 登録官の命令または決定に対する申立料 各 500 バーツ
- (d) 地理的表示登録の修正の申請料 各 200 バーツ
- (e) 地理的表示登録の取消の申請料 各 200 バーツ
- (f) その他の申請料 各 200 バーツ

#### 代理人費用

登録手続きが円滑に進行した場合の地理的表示保護法における登録のための代理人費用について、1 社が参考として挙げた費用を以下に示す。

| 項目       | 代理人費用(US\$)     |
|----------|-----------------|
| 出願準備及び出願 | 代理人費用: 400      |
|          | 実費: 80          |
|          | 付加価値税 7%: 33.6  |
|          | 小計: 513.6       |
| 公告及び登録   | 代理人費用: 150      |
|          | 実費: 60          |
|          | 付加価値税 7%: 14.7  |
|          | 小計: 224.7       |
| 合計費用     | 753.30, + 翻訳費用* |

注) \*参考翻訳費用：100 英単語当たり 15 米ドル+付加価値税 7%。

申請を受領した知的財産局の担当官は、出願人に対して証拠の追加提出または出願の修正を求める通知を発して審査期間の延長を図ることがほとんどである。こうした通知に対する対応に係る追加費用は以下のとおりである（翻訳代を除く）。

| 項目                 | 代理人費用(US\$)      |
|--------------------|------------------|
| 追加証拠書類提出・出願の修正への対応 | 代理人費用: 240       |
|                    | 実費: 60           |
|                    | 付加価値税(VAT)7%: 21 |
|                    | 小計: 321          |

<sup>127</sup> タイ知的財産局ウェブサイト (<http://www.ipthailand.go.th/th/gi-007.html>)

### 5.3. 地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置

タイでは知的財産権の侵害があった場合、まずは権利者若しくはその弁護士が侵害を行った者に対して警告状を送るのが一般的である<sup>128</sup>。特に、侵害が必ずしも明確でない場合には、示談や調停による解決を図ることが有効とされる。警告状を送っても示談・調停に至らなかったり、侵害行為が継続した場合には、権利者は警察に告訴するか、裁判所に民事訴訟を提起することができる。一般的には、侵害品の差し押さえが可能で、訴訟に要する費用が低いことから、刑事訴訟が推奨される。

表 29 タイの地理的表示の不正使用の救済手段等

| 根拠法              | 侵害行為                                                                       | 行政的保護の<br>対応機関         | 行政的保護の<br>内容 | 司法的保護の<br>対応機関                     | 司法的保護の<br>内容                           |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------|------------------------|--------------|------------------------------------|----------------------------------------|
| 地理的<br>表示保<br>護法 | ・ 原産地に関する不当表示<br>・ 原産地・品質・評判・その他の<br>特性に関して誤認又は混同<br>を生じさせる地理的表示の使<br>用 など | 商務省<br>知的財産局<br><br>警察 | ・ 罰金など       | タイ中央知的<br>財産・国際取<br>引裁判所<br><br>警察 | ・ 民事訴訟に<br>よる差止・<br>損害賠償<br><br>・ 刑事処罰 |

#### 5.3.1. 不正使用の救済手段

##### 侵害行為の定義

地理的表示保護法では、以下の行為が侵害行為とみなされる（法第 27 条）。

- 他者に対して、登録出願において指定された原産地に由来しない商品を、当該原産地に由来する商品であるかのように見せ、または誤認させるおそれがある地理的表示の使用
- 商品の原産地及び当該商品の品質、社会的評価またはその他の特性に関して誤認または混同を生じさせるおそれがある方法による地理的表示の使用で、その結果として他の業者に損害を与えるもの

特定商品として指定されている米、絹、ぶどう酒及び蒸留酒については、追加的保護が導入されており、登録申請において示された原産地に由来しないものに対する当該地理的表示の使用は、使用者がそれらの商品の真の原産地も併記している場合、または何らかの表現若しくは行為によりそれらの真の原産地を示している場合であっても、侵害とみなされる（法第 28 条）。

##### 行政上の救済手段

地理的表示保護法では、不正使用に関する調査等の事後管理については特段の規定が設けられていない。

一般的には、模倣品に対する行政的救済は商務省知的財産局の知的財産権侵害予防・抑制課及びタイ警

<sup>128</sup> JETRO 2008 「模倣対策マニュアルタイ編」

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2013/11/23173335c79eb600f315208790a37040.pdf>

察の下に設立されたタイ経済警察が管轄している。

侵害があった場合、下記の知的財産局の通報センターに申告を行うことが可能で、知的財産局が仲裁を行う場合もある<sup>129</sup>。

知的財産局 ホットライン

電話番号：1368

ウェブサイト：<https://www.ipthailand.go.th/en/contact.html>

一方、タイ経済警察は、権利者からの情報、要請または職権に基づき摘発・差押えを行う。また、タイ政府は模倣品等の取り締まりを行うため、2016年に省庁横断的な知的財産権侵害委員会を設置しており、同委員会の取り組みの一環としてタイ経済警察が著名なマーケットを中心に大規模な模倣品取り締まりを行っている。

なお、消費者保護法上の虚偽若しくは消費者を誤認させるおそれがある表示<sup>130</sup>であれば、消費者保護委員会に苦情を申し立てることもできる。消費者保護委員会は、特別委員会を設置し、または、消費者の利益を保護するために必要と考えられる他の措置を講ずる。

## 司法上の救済手段

地理的表示の不正使用に対して、権利者は刑事訴訟または民事訴訟を提起することもできる。

### 刑事

刑事訴訟の場合、権利者による告訴若しくは警察の職権による摘発に基づき、タイ中央知的財産・国際取引裁判所における刑事裁判が行われる。権利者による告訴の場合、侵害行為に関する全ての証拠を警察に提出し、警察の合意を得なければならない。地理的表示の権利侵害への刑事罰は、懲役はなく、罰金の支払いとなる。地理的表示の不正使用に対しては、地理的表示法第 39 条及び第 40 条により、20 万バーツ未満の罰金に処される。判決までには通常約 6～9 カ月を要する。

### 民事

民事訴訟で認定される賠償額は訴訟に要する費用よりも低いことが多く、侵害者が多大な利益を得ている場合でない限り、民事訴訟は推奨されない。民事訴訟は、タイ中央知的財産・国際取引裁判所に提起し、差止めと損害賠償を求めることが可能である。損害賠償を求める場合、実際の損害を立証する必要がある。その際、原告は侵害者の売上に基づいて損害を立証することはできず、侵害により被った損害を立証しなければならない。判決まで通常約 16 カ月程度を要する。

<sup>129</sup> JETRO 2015 「タイにおける模倣品流通実態調査について」

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/asean/ip/pdf/meeting20150703\\_5.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/meeting20150703_5.pdf)

<sup>130</sup> 消費者保護法 (Consumer Protection Act B.E.2522 (1979))は、虚偽もしくは消費者を誤認させるおそれがある表示を禁止しており、法第 31 条は、国内販売を目的として工場で生産される商品、販売のために発注、輸入される商品の表示は、以下の正しい情報を有するものでなければならないと定めている。

- (a) 真実の記述。当該商品に関する重要な事実について、誤認させるおそれがある他の記述を含まないこと。
- (b) 生産者または販売目的の輸入者の名称または商標
- (c) 生産地または輸入業務の営業場所
- (d) 当該商品が何であるか、輸入品の場合はその製造国名を示す記述

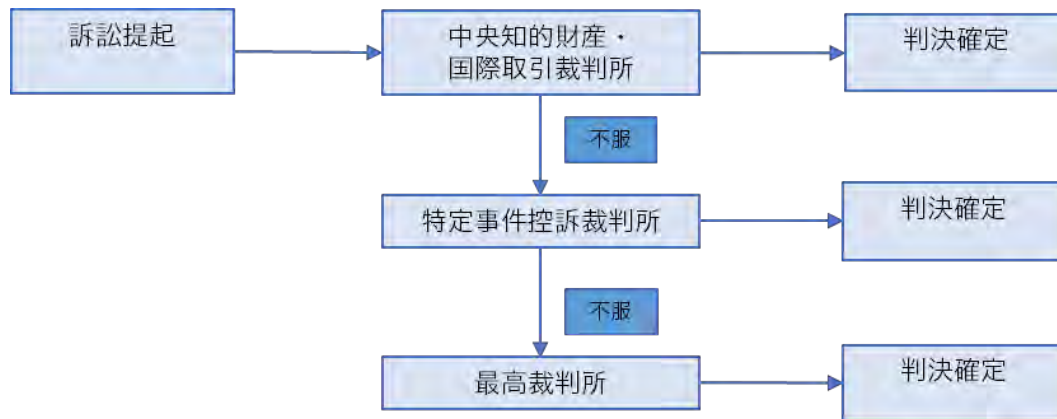


図 21 タイの司法救済手続きの流れ

### 5.3.2. 行政上または司法上の手続きの費用

刑事訴訟に要する費用は、時間当たり 250 米ドル程度の代理人費用に実費と付加価値税（7%）を加えた額となり、裁判所手数料は発生しない。刑事訴訟の場合、侵害事案の規模によって代理人費用が大きく変わってくる。例えば、バンコクにおいて侵害者が無実であると弁論したものの、複雑ではない搜索事例についての代理人費用は、小規模な事案で 800-1,200 米ドル、工場等の大規模な事案で最低 3,000 米ドルである。これには、警察への告訴、警察との調整、搜索逮捕令状の取得、捜査における警察への同行、及び権利者に有利となる侵害行為の証明等を含む。なお、刑事訴訟において裁判所手数料は発生しない。

知的財産・国際取引裁判所における民事訴訟に要する費用は、時間当たり 360 米ドル程度の代理人費用に実費、付加価値税（7%）及び裁判所に支払う手数料（損害請求額の 2%）を加えた額となる。地理的表示の侵害に対する民事訴訟の一般的な代理人費用は、和解や調停が行われないと仮定した場合、一件につき約 14,000-24,000 米ドルと見積もられる。特定事件控訴裁判所に控訴した場合の代理人費用の見積もりは、約 3,000-4,000 米ドルである。

一社が参考として示した刑事訴訟、民事訴訟の費用について、下表に取りまとめる。

| 種類   | 項目                                                                                                                                                  | 代理人費用(US\$)                                                           | 手数料(US\$)        |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------------|
| 刑事訴訟 | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 小売店での搜索（商品数 10 以上）</li> <li>- 大規模な倉庫または貯蔵設備（商品数 100 以上）</li> <li>- 工場</li> </ul>                           | 800-1,200<br>2,000-3,000<br>3,000-                                    | なし               |
| 民事訴訟 | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 告訴準備・訴訟提起</li> <li>- 審理前ヒアリング</li> <li>- 宣誓供述書作成、証拠提出、審理準備、ヒアリング出席等</li> <li>- 判決の認証謄本取寄せ、ヒアリング</li> </ul> | 3,000-4,000<br>700<br>10,000-18,000<br>700<br><u>計：14,000-24,000*</u> | 損害請求額の 2% に相当する額 |

注）\*付加価値税（7%）を除く

## 5.4. 他国との国際協定における GI 保護の状況

タイはこれまで 4 か国と二国間貿易協定を締結している。

2015 年に発効したタイ・チリ自由貿易協定<sup>131</sup>は、タイが締結した自由貿易協定として初めて地理的表示産品についての相互保護に関する規定を設けた（第 11.9 条）。同協定では、附属書 11.9 において相互に保護する産品を定め、タイ側の米、野菜・果物、その他食品、ぶどう酒、シルク、工芸品等 38 産品、チリ側のぶどう酒等 85 産品が保護の対象として指定されている。附属書のリストはいずれかの国の要請により追加・削除することができる。

また、タイ政府は 2007 年に日本政府との間で署名した日タイ経済連携協定<sup>132</sup>において、自国の法令及び両国が締結している国際協定の規定により商品にかかる地理的表示を保護し、また地理的表示の保護に係る問題について意見を交換する旨定めた（第 134 条）。その後、2017 年にはタイ商務省知的財産局と日本農林水産省は地理的表示分野での協力を開始することに合意しており、1) 相互の地理的表示保護の法規や運用等についての意見交換、2) 地理的表示産地の相互訪問、及び 3) 地理的表示産品を相互に申請し保護する試行的事業の実施について協力を開始している。<sup>133</sup>

## 5.5. 当該国における知財侵害及び原産地表示違反の現状・紛争事例

### 5.5.1. 登録の状況

2019 年 10 月 18 日現在、タイでは 133 産品が地理的表示登録されている。このうち 16 産品は外国の団体によるものとなっている。国内の団体による登録では、米の他、果物・野菜、コーヒー等のその他食品、シルク等の手工芸品等の登録が多い。外国の団体等による登録では、イタリアやフランスなど EU の団体の他、カンボジアやベトナムなどアジアの団体による登録も見られる。タイ国内からの地理的表示の登録申請件数は近年やや増加の傾向が見られ、2019 年 7 月末時点で 163 件となっている。タイ政府は「一県一 GI 産品」イニシアチブを推進しており、積極的な啓発キャンペーンを展開するなど、地理的表示製品の育成と市場の拡大を目指している。

<sup>131</sup> 協定本文： [http://www.sice.oas.org/Trade/CHL\\_THA\\_Final/CHL\\_THA\\_Index\\_PDF\\_e.asp](http://www.sice.oas.org/Trade/CHL_THA_Final/CHL_THA_Index_PDF_e.asp)

<sup>132</sup> 協定本文： <https://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/agreement.pdf>

<sup>133</sup> 農林水産省プレスリリース「タイの地理的表示（GI）分野での協力について」（平成 29 年 3 月 22 日）

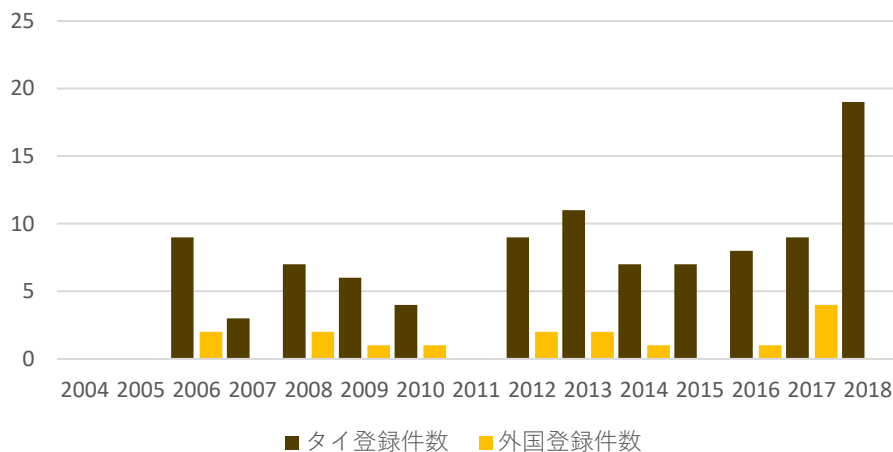


図 22 タイの地理的表示登録件数の推移（タイ・外国団体別）

出所）タイ知的財産局

### 5.5.2. 紛争事例

タイの最高裁判所ウェブサイト上の判例検索サイト<sup>134</sup>では、地理的表示の案件は確認できなかった。また、文献調査でも紛争事例を見つけることができなかった。

### 5.5.3. 違反等の状況

#### (1) 国内ヒアリング結果

日本の地理的表示登録団体（86 団体）に対して、タイにおける商標や地理的表示等の登録状況について聞き取りを実施したところ、商標登録ありと回答した団体が 3 団体、商標登録申請中が 1 団体、地理的表示申請中が 5 団体あった。また、日本で登録された地理的表示について、タイで不正利用を確認したケースがあったかどうかという質問に対して、地理的表示の名称の一部についての不正利用があったと答えた団体が 3 団体であった。

#### (2) 商標登録状況の確認結果

商標登録状況を確認したところ、日本で地理的表示を取得している産品について、タイにおいて権利者または関連団体等による商標登録が確認できたのは 2 産品である。権利者以外による類似の商標登録としては、豪州企業による一般商標「Tajima Australian Grainfed Wagyu」、タイ企業による一般商標「Matsusaka Gyu」、「Omi Gyu」等の申請が確認できたが、いずれも審査中となっている。

<sup>134</sup> <http://deka.supremecourt.or.th/search>

表 30 国内地理的表示登録生産者団体聞き取り及び商標検索結果等のとりまとめ（タイ）

| 登録状況 |              |                         | 聞き取り調査結果    |      | 商標検索結果（2020 年 1 月 8 日現在）   |                                                                                                                                                 |
|------|--------------|-------------------------|-------------|------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号   | 地理的表示名称      | 団体名                     | 登録有<br>(タイ) | 不正使用 | 地理的表示権利者等による出願             | その他の個人/企業等による出願                                                                                                                                 |
| 2    | 但馬牛          | 神戸肉流通推進協議会              | 商標登録有       |      |                            | Tajima Australian Grainfed Wagyu<br><br>として豪州企業が 29 類で出願・審査中 |
| 3    | 神戸ビーフ        | 神戸肉流通推進協議会              | 商標登録有       |      |                            |                                                                                                                                                 |
| 4    | 夕張メロン        | 夕張市農業協同組合               | 商標登録出願中     | 事例有  |                            |                                                                                                                                                 |
| 13   | 市田柿          | みなみ信州農業協同組合             | 地理的表示登録申請中  |      | 一般商標 市田柿<br>(2017 年出願 審査中) |                                                                                                                                                 |
| 25   | 特産松阪牛        | 松阪牛連絡協議会                |             |      |                            | Matsusaka Gyu<br><b>MATSUSAKA GYU</b><br>มีตสีชาทะ กิว<br>としてタイ企業が 35 類で出願・審査中                                                                  |
| 30   | 東根さくらんぼ      | 果樹王国ひがしね 6 次産業化推進協議会    | 登録出願中       |      |                            |                                                                                                                                                 |
| 31   | みやぎサーモン      | みやぎ銀ざけ振興協議会             |             | 事例有  |                            |                                                                                                                                                 |
| 41   | プロシュット デイパルマ | コンソルツィオ デル プロシュット デイパルマ |             | 事例有  |                            |                                                                                                                                                 |
| 56   | 近江牛          | 一般社団法人滋賀県畜産振興協会         |             |      |                            | Omi Gyu<br><b>OMI GYU</b><br>โอมี กิว<br>としてタイ企業が 35 類で出願・審査中                                                                                   |
| 58   | 鹿児島黒牛        | 鹿児島県肉用牛振興協議会            | 地理的表示登録申請中  |      |                            |                                                                                                                                                 |

出典) 聞き取り結果：株式会社メロスによる電話での直接聞き取り

商標検索結果：ASEAN 商標検索 <http://www.asean-tmview.org/tmview/welcome>